

令和5年度予算編成方針

第1 現在の国の経済情勢と動向

内閣府は、現在の経済情勢について、「世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク」、「物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等」に注意する必要があるとしながらも、「感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」と分析しています。

さらに、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進め経済財政運営の枠組みを堅持し、民間主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく」とし、あらゆる政策を動員し、経済を支えていく姿勢を示しています。

第2 本市の状況

新型コロナの収束が確実視できず、原油価格・物価高騰の影響が深刻化する中において、本市の令和5年度当初予算編成については、依然、楽観視できない状況にあります。

歳入においては、その根幹をなす市税収入について、一定程度の増収が期待できるものの、地方交付税や臨時財政対策債は抑制され、一般財源総額で大幅な伸びを見込むことは難しいと考えます。また、その他の歳入項目についても、令和5年度政府予算や、地方全体の財政フレームなどを踏まえながら、見込を立てる必要がありますが、いずれも、年末にかけて議論が本格化することから、不確定な要素が多く、今後の動向を注視しつつ精査を進めていかなければなりません。

次に、歳出については、保育所の運営等に関わる経費や介護保険事業を始めとした他会計への繰出金等の増加が見込まれることに加え、前述の原油価格・物価高騰への備えも必要となります。さらに、環境管理センターごみ処理施設の延命化のための経費などを引き続き計上していく必要があります。

本年8月に実施したサマーレビュー後の集計において、これらを含む歳出の総額は、一般財源ベースで約524億円となっています。一方で、歳入の総額は494億円に留まり、財源不足額は30億円に上ります。これを財政調整基金の取り崩しのみで補てんすると、今後の財政運営に影響を及ぼすことになるため、令和5年度も可能な限り歳出額を縮減していく必要があります。

第3 予算編成への取り組み姿勢

現在、本市は、新型コロナを始め、原油価格・物価高騰への対応に必要な事業を実施しながら、「人」、「まち」、「社会」3つの健康領域に関わる施策を推進しているところであり、令和5年度は、健康都市やまと総合計画 前期基本計画の最終年度にあたる節目の年となります。

こうした中であって、当初予算編成を確実に成し遂げるには、市民が真に必要な事業を最優先しつつ、市政運営上、重要でスピード感が求められる施策に、限られた財源を配分していく必要があります。不安定な国際情勢、社会状況を踏まえ、職員一人ひとりが、市民にとって真に必要なサービスが何であるかを改めて熟慮し、効果的な事業の実施方法を見極めつつ、予算編成に取り組んでいかなければなりません。

このような認識のもと、令和5年度予算についても、厳しい状況下における編成作業と捉え、財源不足額30億円について、歳入・歳出の両面からその解消に努めていきます。

歳出においては、経費を①「義務的経費」、②「準義務的経費」、③「政策的経費」の3つに区分し、時期を分けて審査を行います。①「義務的経費」と②債務負担行為等の「準義務的経費」は、優先して財源を確保するとともに、予算編成期間の早い時期に財政課による審査を進めます。一方、③「政策的経費」については、市税の見込みを精査しつつ、国の令和5年度予算の動向なども注視しながら、11月下旬以降、本格的な審査を進めます。また、「政策的経費」については、マイナスシーリングの対象とし、これを踏まえた要求上限額を部毎に設定します。各部かいにおいては、事業の効果や効率性を見極め、選択と集中に努めることはもちろん、延期、廃止も含めた検討を行うこととし、その内容や各事業の方向性についてはトップヒアリングの場で諮っていくものとします。

以上を踏まえ、令和5年度当初予算の要求にあたっては、以下の点を徹底し、年間を通じた見積もりを行ってください。

(1) 事業費の精査の徹底

令和5年度の予算編成が、依然難しい状況にあることを踏まえ、原則として、多額の経費を要する新規事業の実施は認めないこととするが、健康都市の実現に不可欠なものや、少ない経費で大きな効果が期待できるものなどについては、その限りではない。また、令和3年度決算や令和4年度予算の執行状況、事務事業評価結果などを十分に勘案し、真に必要な最小限の経費を見積もるとともに、特に物件費の抑制に努めること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対策やその収束を見越した取り組みに必要な経費を適切に計上すること。また、それらの経費を計上する際には、国等の交付金や補助金を積極的に活用すること。

(3) 要求上限額の範囲内での予算要求

各部かいにおいては、別途通知するマイナスシーリングによる要求上限額の範囲内で予算要求を行うこと。建設事業の予算要求にあたっては、後年度の維持管理経費等を考慮するとともに、最小限の経費で要求すること。また、地方債を活用する際は、後年度の財政負担の検証など、財政課と十分に協議すること。

(4) 原油価格・物価高騰等について

光熱水費は、直近の単価で見積もること。なお、燃料費、光熱水費はマイナスシーリングの対象外とする。そのほか、原油価格・物価高騰が直接大きく影響する事業については、個別に対応することとする。

(5) 自主財源の確保

市税の課税客体の適正な把握及び納付催告や滞納整理の強化、市の資産を広告媒体とした広告収入など、可能な限り自主財源を確保すること。

(6) 特定財源等の確保

国・県の予算編成動向などを把握し、的確に予算要求に反映させるとともに、民間団体等における補助金制度にも目を向けるなど、可能な限りの情報収集及び

研究を尽くし、積極的な歳入の確保に努めること。また、補助金等が廃止となる場合は、事業の継続について検討すること。

(7) 業務の効率化、見直し（行政改革の推進）

「事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治の原則を踏まえて業務の効率化、見直し等を進めること。特に今般、自治体に対してDX（デジタル・トランスフォーメーション）が求められる中においては、現行業務を前提とすることなく、今後のデジタル化の進展や、スマート自治体への転換を視野に入れ、これまでの実施手法や業務自体のあり方も含め、改善・見直しに取り組むこと。

(8) 特別会計及び企業会計

各会計は独立採算が前提であることを踏まえ、常に収支の均衡に配慮し、財源不足を安易に一般会計からの赤字補てんに依存しないこと。また、税、使用料などの自主財源の改定を検討するとともに、徹底した経営努力による経費の節減と運営の合理化に努めること。さらに、徹底した未収金対策に努めること。